



感染症・食中毒集団 発生時の報告のお願い

佐久保健福祉事務所（佐久保健所）

健康づくり支援課

電話：0267-63-3164

E-mail：sakuho-kenko@pref.nagano.lg.jp

報告の根拠

■通知

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日付け厚生労働省通知）

※令和5年4月28日付け厚生労働省通知により、
内容が一部改正

報告の対象となる施設

- 介護・老人福祉関係施設
- 生活保護施設
- ホームレス関係施設
- 児童・婦人関係施設等
- 障害関係施設
- その他施設

等

報告の基準

【報告が必要な場合】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が必要と認めた場合

【報告先】

- ・ 市町村等の社会福祉施設等主管部局 及び
- ・ 保健所

報告様式について①

【保育所を除く入所・通所施設用】（様式1）

感染症等発生時における保健所及び市町村社会福祉施設等主管部局への報告用紙

【保育所用】（様式2）

保育所における感染症等発生時の保健福祉事務所及び市町村社会福祉施設主管部局への報告用紙
（インフルエンザ疾患を含む）

◎作成にあたっては、別紙「記入上の注意」をご確認ください

「社会福祉施設における感染症等発生に係る報告基準の変更について」

（令和6年11月1日付健康福祉部長・県民文化部長通知）

報告を受けた保健所の対応



感染状況等の確認


- 施設の概要や発症者の状況等について
- お聞きします

感染対策等の確認

- 感染対策の状況等をお聞きし、必要に応じて電話や施設訪問等にて感染対策を一緒に検討します

経過確認

- 感染症・食中毒の集団発生が終息したと判断できるまで状況確認を行います

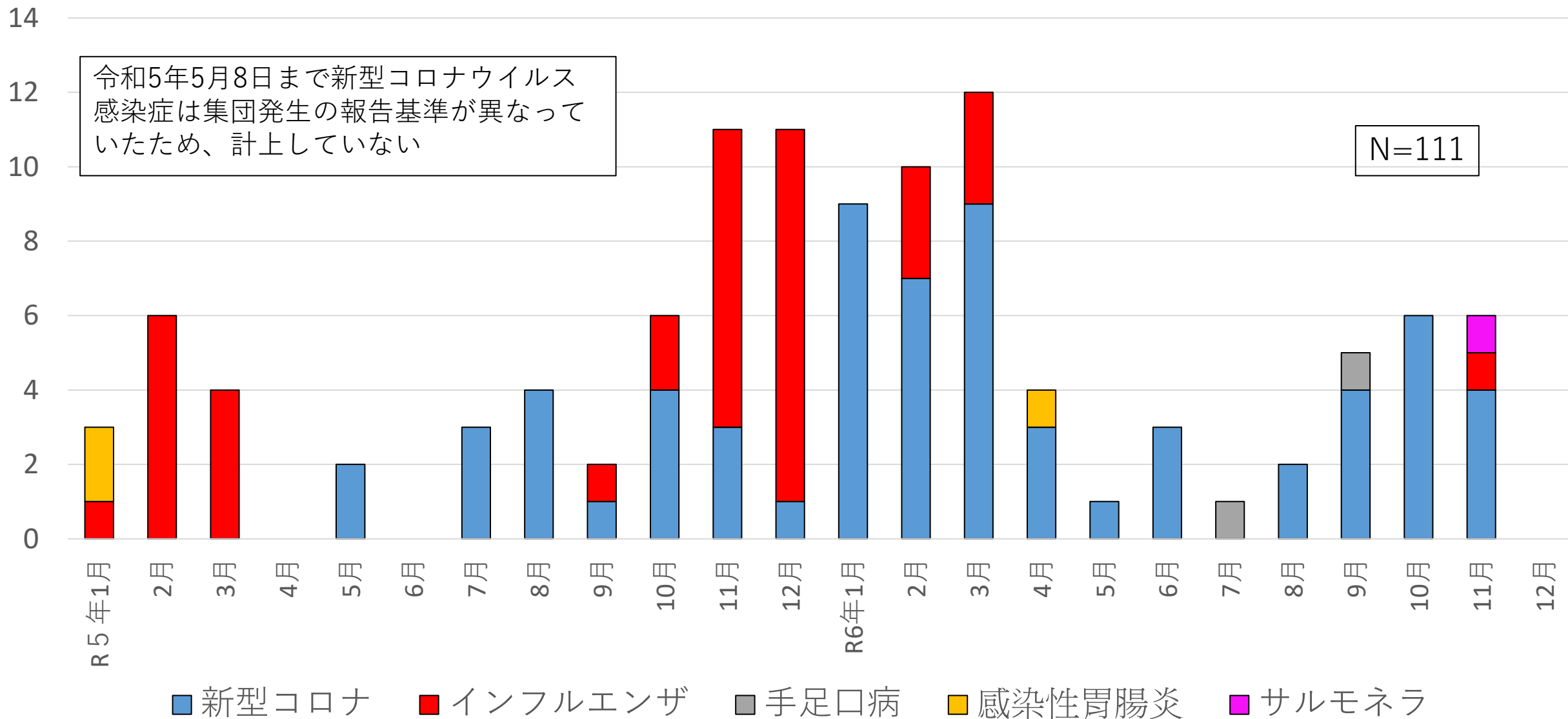
A stylized sun graphic on the left side of the slide. It features a solid yellow circle at the bottom left, with several yellow dashed lines of varying lengths curving upwards and to the right, suggesting rays of light. The background is a gradient from orange at the top to white at the bottom, with a large white semi-circle on the right side.

最近の感染症・ 食中毒の発生状況

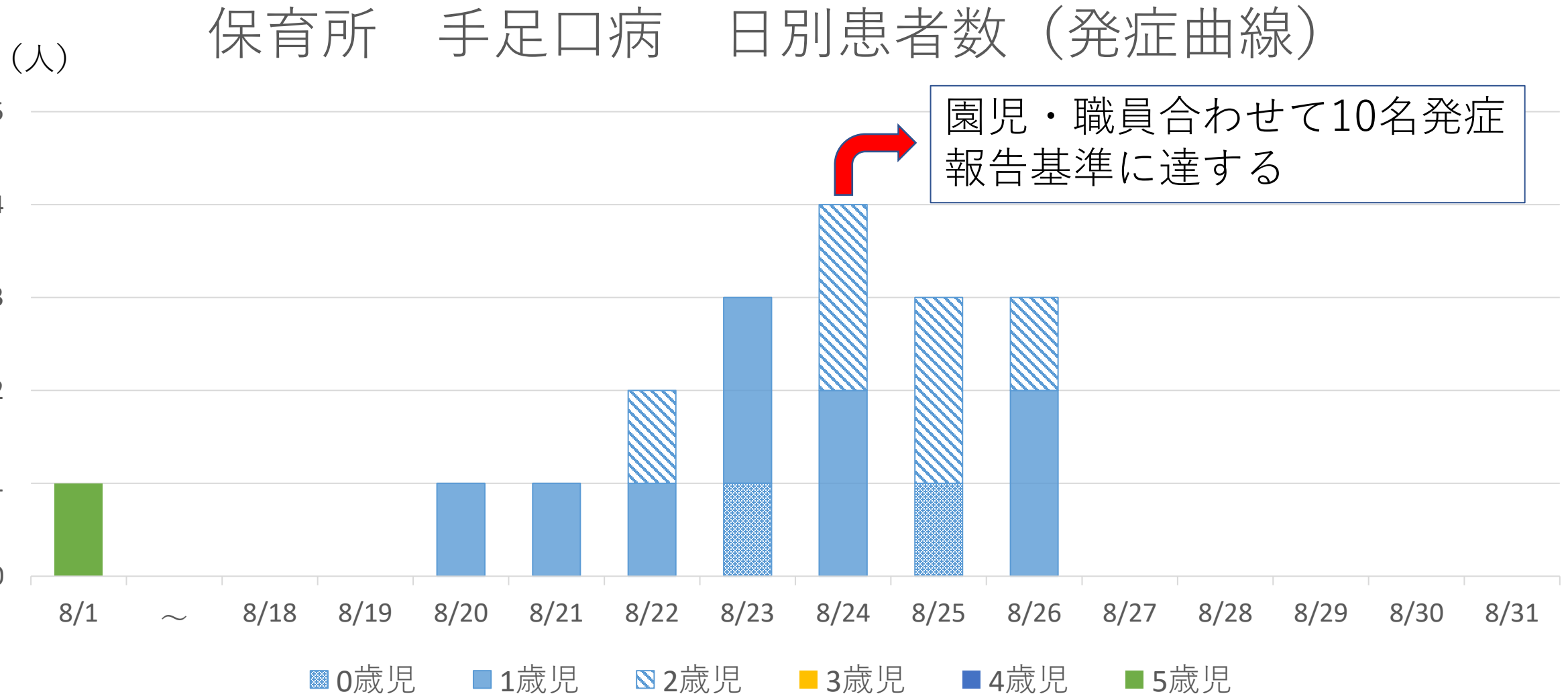
佐久保健福祉事務所管内 社会福祉施設からの集団発生報告

(令和5年～令和6年)

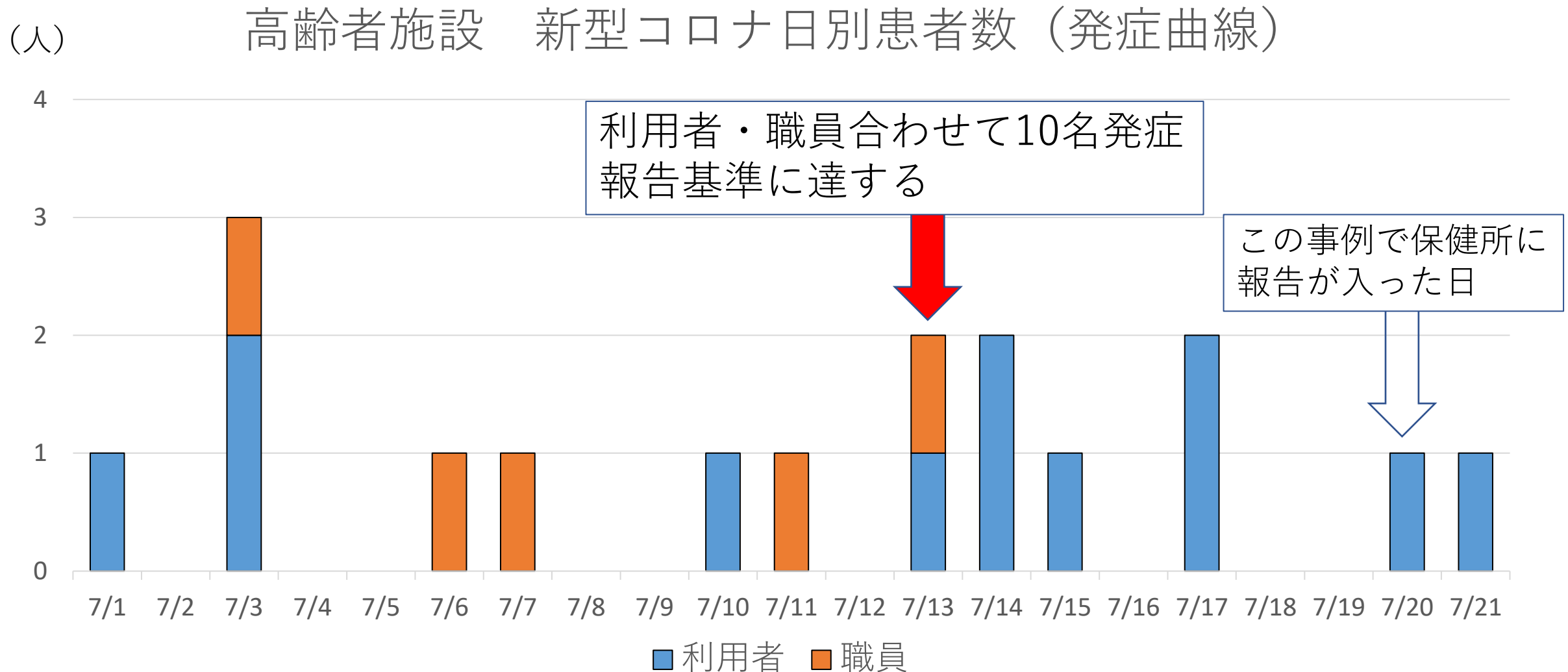
(件数)



具体的な事例① 手足口病



具体的な事例②



報告様式の場合

佐久保健福祉事務所（佐久保健所）ホームページ
「**社会福祉施設等における感染症発生時等に
係る報告について**」と検索してください。

